



各 位

会 社 名 三 ツ 星 ベ ル ト 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 垣 内 ー (コード番号 5192 東証第一部) 問合せ先 常務執行役員財務部長 増 田 健 吉 (TEL. 078-685-5630)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月11日に開催の取締役会において、定款を一部変更し、単元株式数を変更することについて決議するとともに、平成30年6月28日に開催予定の当社第103回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1)変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約するための取組みを進めており、平成 27 年 12 月、100 株単位への移行期限を平成 30 年 10 月 1 日に決定しました。当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、平成 30 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2)変更の内容

平成30年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3)変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、後記2. に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、効力が生じることといたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社普通株式の売買単価あたりの価格について、全国証券取引所が望ましいとしている水準 (5万円以上 50万円未満)を考慮し、当社株式について 2 株を 1 株にする併合 (以下、「本株式併合」といいます。)を行うことといたしました。

なお、発行可能株式総数については、適正化を図るため、現行の 3 億 2, 521 万 3 千株から 1 億 3 千万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日の最終の当社株主名簿に記録された株主様の所有株式2株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在)	65, 208, 397 株
今回の併合により減少する株式数	32, 604, 199 株
併合後の発行済株式総数	32, 604, 198 株

- (注)「今回の併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行 済株式総数」及び本株式併合の割合に基づき算出した理論値です。実際のこれらの数値は、 併合の効力発生日の前日の株式保有状況によって変動します。
- ④併合後の発行可能株式総数1億3千万株(併合前: 3億2,521万3千株)

なお、発行可能株式総数を定める定款規定は、本株式併合の効力発生日(平成30年10月1日) に上記のとおり変更したものとみなされます。

(3) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)	
総株主	4,535名 (100.00%)	65, 208, 397 株 (100. 00%)	
2株未満	117名 (2.58%)	117株 (0.00%)	
2株以上	4,418名 (97.42%)	65, 208, 280 株 (100. 00%)	

本株式併合を行った場合、所有株式数2株未満の株主様117名(所有株式数の合計は117株。 平成30年3月31日現在)が、株主たる地位を失うこととなります。株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくこともできますので、株主様がお取引されている証券会社又は証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して 処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記 2. に記載の本株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決された場合には、平成 30 年 10 月 1 日をもって、次のとおりとなります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後の定款案	
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)	
第6条 当会社の発行可能株式総数は、3億2,521	第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億3千	
<u>万3千株</u> とする。	<u>万株</u> とする。	
(単元株式数)	(単元株式数)	
第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	

4. 日程

・平成30年5月11日 取締役会(株主総会招集決議)

·平成30年6月28日(予定) 第103回定時株主総会

・平成30年10月1日(予定) 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成30年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月26日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以 上

(添付資料)

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている 株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、2株を1株に併合いたします。

Q3 単元株式数の変更、株式併合の目的を教えてください。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、 投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指 して、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする水準 (5万円以上 50 万円未満) にすることを目的として、株式併合 (2株を1株に併合) を実施いたします。

Q4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様がご所有の当社株式数は株式併合前の2分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の2倍となるからです。

また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の2倍となります。

Q5 受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。

A. 株主様がご所有の当社株式数は株式併合により2分の1となりますが、株式併合の効力発生日後に、 併合割合(2株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績 変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。た だし、株式併合により生じた端数(1株に満たない株式)につきましては、当該端数に係る配当は生じ ません。

Q6 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日の最終の当社株主名簿に記録された株式数に2分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。 また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権 数は次のとおりとなります。

	効力発生前		
	所有株式数	議決権数	
例①	2,000 株	2個	
例②	1,500 株	1個	
例③	1,045 株	1個	
例④	200 株	なし	
例⑤	171 株	なし	
例⑥	1株	なし	



効力発生後			
所有株式数	議決権数	端数株式	
1,000株	10個	なし	
750 株	7個	なし	
522 株	5 個	0.5株	
100 株	1個	なし	
85 株	なし	0.5株	
なし	なし	0.5株	

株式併合の結果、端数(1株に満たない株式)が生じた場合(上記の例③,⑤,⑥のような場合)は、すべての端数を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。この代金は、平成30年12月頃にお支払いすることを予定しております。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が1株だけの場合(上記の例⑥の場合)、この1株については端数として処分させていただくことになります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなり、株主としての地位を失うことになります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q7 端数が生じないようにする方法はありますか。

A. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数の 処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社又は証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。

A. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社又は証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q9 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

平成30年6月28日 定時株主総会決議日

平成30年9月25日 1,000株単位での売買最終日

平成30年9月26日 100株単位での売買開始日

平成30年10月1日 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日

平成30年10月下旬 株式割当通知の発送(予定)

平成30年12月上旬 端数相当分の処分代金のお支払い(予定)

Q10 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特に必要なお手続きはございません。

【お問合せ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社又は下記株 主名簿管理人にお問合せください。

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UF J 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話番号 0120-094-777 (通話料無料)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

以 上